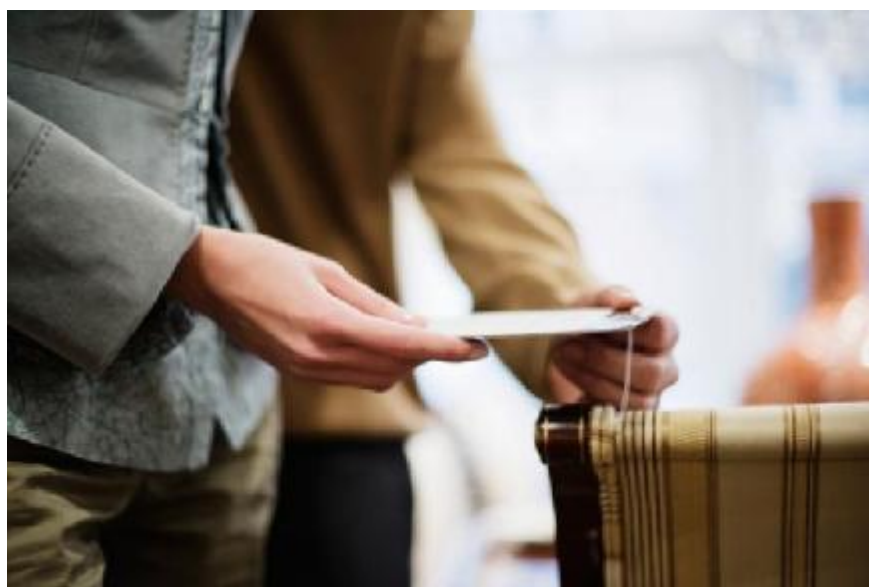


## 税務規則のアップデート

### 移転価格規則

特別目的会社による株式もしくは資産の購入

外国人従業員所得の再測定



### 移転価格規則

レバラン休暇の数日前に国税総局(DGT)は国税総局移転価格規則(PER-43/PJ/2010号)を発表しました。

2010年9月6日付のこの規則はインドネシアにおける移転価格の基礎的移転価格規則と枠組みを提供しています。規則は関連会社取引を有する納税者が取引の独立企業の本質を考察するために実施する手順(移転価格スタディー)を提供しています。

- ▶ 第一段階は比較分析の実施と、比較対象の決定です。
- ▶ 比較対象が分析および決定された後の、次の段階は適切な移転価格方法の決定です。
- ▶ 第三段階は前段階での比較対象分析と移転価格方法を考慮し独立企業間価格を決定します。
- ▶ 最終段階は全ての段階を文書化します。

規則の特徴は下記の通りです。

- ▶ 規則は移転価格分析レポートのタイプや書式に関しては規定していません。原則として、最低でも下記の項目を含む限りは、レポートのいかなるタイプ及び書式も受け入れられるはずです。
  - a. 詳細な会社概要
  - b. 価格決定方針、及び／または、費用配分方針
  - c. 比較分析、機能分析の結果、経済情勢、契約書／合意書の規定、及び事業戦略;
  - d. 選択された比較対象取引、及び
  - e. 選択された移転価格手法、もしくは移転利益手法の適用に関する記載
- ▶ 規則は独立企業の原則を満たすことを要求する関係会社間の取引の一覧表を提供しています。一覧表では商品の売買、資産の使用に基づく収益、サービスの提供、費用配分、及び、金融商品の形式での資産の移転もしくは取得を網羅的に含んでいます。借入利息は明白には一覧表に規定されていませんが、“金融商品の形式での資産の移転”に関連する費用もしくは収益と考えられているのかもしれませんが。
- ▶ 一千万ルピア以下の収益もしくは費用を生む関係会社取引には上述の手続きの実施は求められておりません。しかしながら、納税者はこれらの免除された取引に関しても、適切な会計記録の整備要件を満たす必要があることが強調されています。
- ▶ 社内での利用可能なデータ(内部比較)は外部の比較対象よりも望まれます。
- ▶ 規則は下記の税法で示唆されている五つの移転価格方法の使用を再確認しています。
  - a. 独立価格比準法
  - b. 再販売価格基準法
  - c. 原価基準法
  - d. 利益分割法/PSM
  - e. 取引単位営業利益法。

独立価格比準法はいくつかの基準を満たすことを前提として、他の手法に比して最も好ましい手法と考えられています。再販売価格基準法もしくは原価基準法が独立価格比準法に続いて二番目に好ましい手法です。

利益分割法もしくは取引単位営業利益法がこの中で最後に位置します。再販売価格基準法もしくは原価基準法が適切でないと考えられる場合のみ、これらの手法を検討することが可能です。

- ▶ 規則は移転価格スタディーの準備を怠ったことに対する罰則を示唆しておりません。しかしながら、納税者にとって移転価格スタディーを準備し、維持することは重要です。国税総局は納税者によって準備された移転価格スタディーのレビューが終了後のみ、関連会社間取引に対応する収益及び費用の調整を行う権限を有します。もし納税者が十分な説明の提供、及び／または、移転価格スタディーの提示ができない場合、国税総局はデータや書類及び国税総局が適切であると考えられる移転価格方法に基づいて、独立企業間価格を再決定する権限が与えられています。
- ▶ インドネシアの納税者に対して国税総局によって行われる移転価格修正は、取引のインドネシアの相手側の収入もしくは費用の対応的調整という結果となり得ます。従って、納税者の収益にかかる移転価格修正は理論上、取引のインドネシアの相手側の税額控除の相関的な調整で埋め合わせされます。
- ▶ この様な相関的な調整は取引の相手が他の国の納税者で、相手側がその国で移転価格調整の対象となった場合にも行われます。しかしながら、これはインドネシア納税者によって自発的には行われません。
- ▶ 法令条項の再確認として、納税者は該当租税条約の規定に従って、国税総局に相互協議(MAP)の申請を行うことによって税務論争の解決を図ることができると規則は規定しています。しかしながら、規則は MAP 申請の詳細な手続きについては記載していません。
- ▶ 納税者は国税総局との将来的な移転価格に関する論争を軽減するため、国税総局に事前確認制度 (APA) の申請を考慮することが可能です。APA は国税総局と関連納税者間もしくは、国税総局と他国の税務当局間での合意の形で行うことが可能です。
- ▶ 納税者の会計記録の一環として、移転価格スタディーは、関連する税務年度から 10 年間は保存されなければなりません。現行の税法において、同様の要件が全ての会計書類に適用されます。

## 特別目的会社による株式もしくは資産の購入

特別目的会社（SPC）の関連会社による購入の代わりに、SPCによる株式もしくは資産の購入の潜在的再評価を規定する財務省規則 140/PMK.02/2010 号が2010年8月11日に発行されました。

特別目的会社は本業を有しない購入だけを目的として設立された会社と定義されています。

この規則では、そのような取引はSPCと特別な関係を有するインドネシア納税者による購入とみなされます。もし、SPCの関連会社に認定され、購入金額が適正でないと信じられる場合は、インドネシア納税者は株式、もしくは資産の購入者とみなされます（みなし実購入者）。

規則で言う株式や資産は、SPCに販売される前に、みなし実購入者に所有されている、及び／もしくは、借入契約の担保に差入

られている、もしくはみなし実購入者に対する債権という形式での資産に限定されます。

この規則でどのような行動や仕組が対象となっているのかは、完全には明確ではありません。しかしながら、インドネシアの会社にインドネシアの資産を保有するための海外SPCの導入を牽制するために制定されたようです。

租税条約管轄地域にSPCが所在する場合、インドネシアの資産からの収益に関する租税上の取り扱いがインドネシアの会社が直接所有している場合よりも有利になるような場合があります。

収益がそのようなSPCに支払われる時に適用される租税条約の条項は財務省規則の条項よりも優先適用されます。

規則は2008年改訂所得税法の18条、3b 項の租税回避防止条項に準じて設定されました。

## 外国人従業員所得の再測定

2010年8月11日、財務省は外国の企業と特別な関係を有するインドネシアの雇用主から、インドネシアの税務上の個人居住者が受領する所得の再測定に関する財務省規則 139/PMK.03/2010 号を発行しました。

この規則では、外国人従業員がインドネシアの雇用主から所得を受領しており、インドネシアの雇用主が外国人労働者の所得の一部もしくは全てをマネジメントフィーや、テクニカルフィーもしくはその他のサービスフィー等の支払いの形で関連外国企業に再配分した場合、収入の金額は国税総局によって、再測定されることが可能です。

関連外国企業にそのような支払いとして配分された金額は、外国人従業員の取得とみなされます。再測定は外国人従業員が受領すべきだった所得の公正な水準を考慮します。

国税総局はこの規則の実施に関連し、外国人の標準サラリーガイドラインを発行することが可能です。

# プロフェッショナル チーム(連絡先)

**Elly Djoenaidi**

Tel: +62 21 5289 5590

[elly.djoenaidi@id.ey.com](mailto:elly.djoenaidi@id.ey.com)

**Santoso Goentoro**

Tel :+62 21 5289 5584

[santoso.goentoro@id.ey.com](mailto:santoso.goentoro@id.ey.com)

**Lam Prasetya Halim**

Tel: +62 21 5289 5591

[prasetya.h.lam@id.ey.com](mailto:prasetya.h.lam@id.ey.com)

**Rachmanto Surahmat**

Tel :+62 21 5289 5587

[rachmanto.surahmat@id.ey.com](mailto:rachmanto.surahmat@id.ey.com)

**Kartina Indriyani**

Tel :+62 21 5289 5240

[kartina.indriyani@id.ey.com](mailto:kartina.indriyani@id.ey.com)

**Ben Koesmoeljana**

Tel: +62 21 5289 5030

[ben.koesmoeljana@id.ey.com](mailto:ben.koesmoeljana@id.ey.com)

**Carlo Navarro**

Tel :+62 21 5289 5029

[carlo.navarro@id.ey.com](mailto:carlo.navarro@id.ey.com)

**Peter Ng**

Tel: +62 21 5289 5228

[peter.ng@id.ey.com](mailto:peter.ng@id.ey.com)

**Yudie Paimanta**

Tel: +62 21 5289 5585

[yudie.paimanta@id.ey.com](mailto:yudie.paimanta@id.ey.com)

**Iman Santoso**

Tel :+62 21 5289 5250

[iman.santoso@id.ey.com](mailto:iman.santoso@id.ey.com)

**Bambang Suprijanto**

Tel: +62 31 532 5577(Surabaya)

Tel: +62 21 5289 5060(Jakarta)

[bambang.suprijanto@id.ey.com](mailto:bambang.suprijanto@id.ey.com)

**Dodi Suryadarma**

Tel: +62 21 5289 5236

[dodi.suryadarma@id.ey.com](mailto:dodi.suryadarma@id.ey.com)

**Henry Tambingon**

Tel: +62 21 5289 5003

[henry.tamingon@id.ey.com](mailto:henry.tamingon@id.ey.com)

**Nathanael Albert W**

Tel: +62 21 5289 5265

[nathanael.albert@id.ey.com](mailto:nathanael.albert@id.ey.com)

## 日系担当 (JBS)

**Sachiko Hamada** (濱田幸子)

Tel: +62 21 5289 5015

[sachiko.hamada@id.ey.com](mailto:sachiko.hamada@id.ey.com)

## 事務所

### ジャカルタ事務所

Jakarta Stock Exchange Building

Tower 1, 14th Floor

Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53

Jakarta 12190

Tel: +62 21 5289 5000

### スラバヤ事務所

Plaza BRI, 9th Floor

Jl. Basuki Rahmat 122

Surabaya 60271

Tel: +62 31 535 0409

Fax: +62 31 532 7700